

東成瀬村滞在型観光誘客促進事業 制度概要

東成瀬村では、村内宿泊施設に宿泊して、観光やスポーツ・文化合宿等を行う団体に対して、宿泊費の一部を助成します。

補助対象要件	<ul style="list-style-type: none">➢ 東成瀬村内の宿泊施設に宿泊すること➢ 小学生以上で、3人以上の団体であること➢ 延べ宿泊数が5泊以上であること (例) 5人で1泊=延べ5泊、3人で2泊=延べ6泊
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">➢ 合宿等を実施するスポーツ・文化活動等の団体➢ 観光や登山等を実施する団体 ※公的団体が実施する行政視察等は対象となりません。
補助金額	1人1泊2,000円を助成 (1回につき上限額150,000円)
注意事項	次の場合は、補助対象とならない ①主に営利を目的としたもの ②宗教的又は政治的活動を目的としたもの ③村が行うその他の助成金等を活用しているもの(応援団制度等) ④各種大会への参加を目的とした事業 ⑤その他村長が不相当と認めるもの(仕事のために宿泊するもの等)

※「東成瀬村宿泊施設応援キャンペーン」の対象期間中は、本事業を利用できません。

■申請受付期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※予算額に達した時点で受付を終了します。

■交付申請手続き

事業終了後30日以内(または、3月31日のいずれか早い日まで)に、次の書類を提出してください。(①～③は必須、④は任意)

- ①滞在型観光誘客促進事業補助金交付申請兼実績報告兼請求書(様式第1号)
- ②宿泊証明書(様式第2号) ※利用する宿泊施設が発行する書類
- ③宿泊者名簿(任意様式)
- ④委任状(様式第3号) ※補助金の請求・受領手続きを宿泊施設に委任する場合は、委任状を提出すること。

■補助金請求・受領手続き

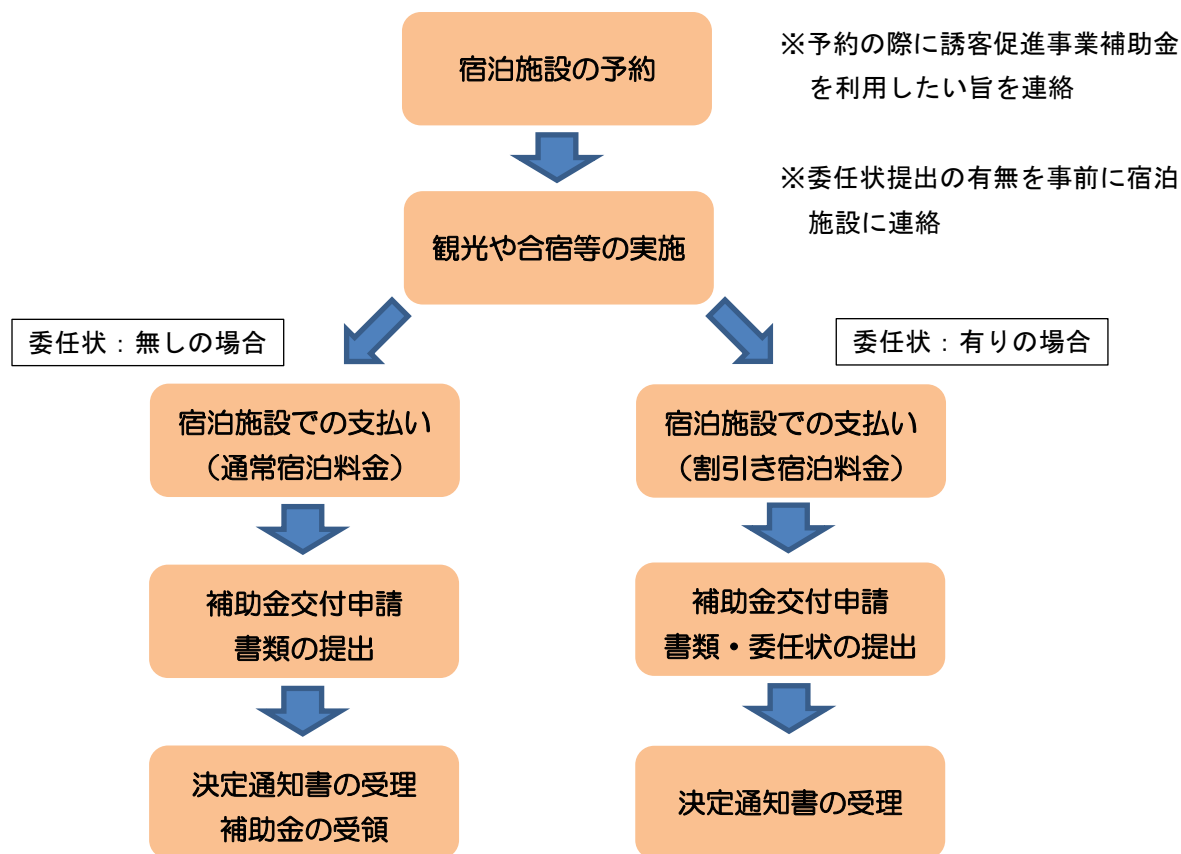
【委任状を提出しない場合】

通常の宿泊料金を宿泊施設に支払い、補助金は村から直接受け取ります。

【委任状を提出する場合】

通常の宿泊料金から補助対象となる金額を差し引いた料金を支払います。補助金請求は委任を受けた宿泊施設が行い、補助金は宿泊施設が村から受け取ります。

■手続きの流れ



※補助金申請額の合計が予算に達した時点で受付終了となりますので、観光や合宿等の実施前にご確認ください。

■村内宿泊施設一覧

宿泊施設名	住所	電話	備考
後藤旅館	田子内字田子内 64	0182-47-2337	
グルメマンション お山の大将	岩井川字沼又 59-40	0182-47-3715	
クラフトマンション きのこ小舎	岩井川字川通 28-8	0182-47-2255	
なるせ温泉 東仙歩	椿川字真戸 30-1	0182-47-3181	
やまゆり温泉 ホテルブラン	椿川字柳沢 39-7	0182-47-3104	
栗駒山荘	椿川字仁郷山国有林内	0182-47-5111	
民宿 山野荘	岩井川字合居 3-9	0182-47-2368	農家民宿

■問い合わせ・申請先

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1 東成瀬村役場企画課
 TEL : 0182-47-3402 FAX : 0182-47-3260
 E-mail : kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp

申請書等の様式は、以下のページからダウンロードしてください。

【東成瀬村HP】 <http://www.higashinaruse.com>

【東成瀬村観光サイト】 <http://www.higashinaruse-kanko.com>